

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

平成15年度第7回総合規制改革会議 議 事 録

総合規制改革会議事務局

平成 15 年度 第 7 回総合規制改革会議議事次第

日時：平成 15 年 11 月 26 日（水） 10:00 ～11:19

場所：総合規制改革会議大会議室

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 素案審議
 - (2) その他
3. 閉 会

平成 15 年度 第7回総合規制改革会議 議事録(非公式版)

1. 日時:平成 15 年 11 月 26 日(水)10:00～11:15
2. 場所:永田町合同庁舎総合規制改革会議大会議室
3. 出席者:
(委員)宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、奥谷禮子、河野栄子、清家篤、高原慶一郎、八田達夫、古河潤之助、村山利栄、森稔、八代尚宏、米澤明憲の各委員
(政府)森元大臣政務官
(事務局)河野審議官、福井審議官、浅野間審議官、宮川事務室長、中山事務室次長
4. 議事次第
(1)素案審議
(2)その他

5. 議事

○宮内議長 おはようございます。それでは、定刻でございますので、ただいまから第7回総合規制改革会議を始めさせていただきます。本日は、間もなく森本大臣政務官が御出席いただける予定でございますが、金子大臣、加藤副大臣は御出席になられません。

本日は、まだ遅れておられる方はいらっしゃいますが、12名の委員が御出席の予定でございます。

本日の議事内容といたしましては、年末に取りまとめを予定しております答申の素案審議を行いたいと存じます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。本日は年末の答申の素案審議でございますが、会議は11時15分を目途に終了いたしまして、引き続きアクションプラン実行ワーキンググループを開催いたします。したがって、スケジュールといたしましては、それを含めまして12時くらいまでかかるという予定でございます。

本日の答申の素案審議につきましては、これを非公開とさせていただきます。お手元の会議資料も非公表といたしたいと存じます。今後、各省との交渉等、微妙な状況も生ずると思えますし、マスコミもいろいろ動いてまいりますので、いつものとおりでございますが、各委員におかれましてもこの点は御理解をいただきまして、資料の取扱いにも十分御注意いただきますようお願い申し上げます。

また、本日御説明いただく素案につきましては、議論の進捗に応じ、相当程度各省と協議調整を進めている段階のもの、これから調整を行うものと、さまざまであろうかと思えますが、本日は原則として取りまとめに当たられました主査からの御説明と、それに対する質疑応答、意見交換を中心に行いたいと存じます。

本日の進行といたしましては時間の都合上、各主査ごとに御説明をいただくことといたしまして、御担当いただいておりますワーキンググループが複数ある場合にはそれぞれの検討状況を続けて御説明いただきたいと思います。1つのワーキンググループについて5分程度ということでお話をいただければと思います。御担当のワーキンググループが2つの場合は10分、3つの場合は15分程度ということを目安にお願いしたいと思います。

本日の全体を前半、後半に分けまして、まずアクションプラン実行ワーキンググループにつきましては私から御説明をさせていただきます。続きまして鈴木代理、奥谷主査、清家主査から、それぞれ御担当のワーキンググループにつきましてひと続きで御説明いただきます。これで6つのワーキンググループで約30分でございます。そして、ここで前半といたしまして質疑応答、意見交換を一括して行いたいと存じます。

後半といたしまして高原主査、八田主査、八代主査、それから事務局から同じくひと続き、これで7ワーキンググループでございます。これも30分強というところでしょうか。それで、質疑応答、意見交換を一括して行うということをお願い申し上げたいと思います。それでは前半を始めさせていただきます。私からアクションプラン実行ワーキンググループについて御説明をさせていただきます。

アクションプランの既存12事項につきましては、我々の主張は既に7月の答申にすべて書き切っております。したがって、各ワーキンググループレベルでの折衝が進んでいる一部事項を除きまして、7月の答申において現状認識及び今後の課題として書き込んだ内容をほぼそのまま案文としております。

これにつきまして、とりあえず関係各省に現在の考えを文書で聴取いたしましたところ、高層住宅に関する抜本的な容積率の緩和という部分を除きまして、6月の骨太方針2003における決定内容からほとんど前進がないといった状況でございます。アクションプラン12事項については、6月の骨太方針2003において

も今回の取り組みを一里塚として引き続き規制改革に取り組み、その成果を本年末にまとめる総合規制会議の答申に盛り込むとされております。したがって、今後各省に対してはこの骨太方針に沿って更に積極的に取り組みを当会議としても精力的な折衝を行う必要があると考えております。

答申取りまとめまで、残された期間は限られておりますが、先に分担をお願いいたしました御担当委員を中心といたしまして、一歩でも二歩でも成果を上げるべく、更に関係各省との折衝に当たっていただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。その進捗状況につきましては、事務局を通じまして適宜御連絡、御相談をいただければと思います。必要に応じてハイレベルセッションの実施、あるいは大臣への御相談などを考えてまいりたいと存じております。

1つの例でございますが、医薬品の一般小売店における販売につきましては、鈴木議長代理が御担当で精力的な折衝を行っていただいておりますが、厚生労働省は医薬品ではなく、医薬部外品への移行による措置という考え方をいまだに捨てていないようであります。これは、総理の御裁断を仰いだ重要事項でございますが、場合によっては前進どころか、6月の閣議決定からも後退しかねないのではないかと強い危機感を持っている事項でございます。こういうこともございまして、本会議終了後、厚生労働省をお呼びして改めて公開討論を実施することとさせていただいております。

また、報告が遅れましたが、本日夕刻、経済財政諮問会議の集中討議に出席いたしまして、規制改革アクションプランの実施状況につきまして議論をすることとなりました。その席でも、以上の状況を私から説明をさせていただくつもりでございます。

なお、新規追加5事項につきましては、本日の経済財政諮問会議での議論を踏まえまして案文を作成し、各省との本格的な折衝に入る予定でございます。したがって、本日のところは案文作成がまだ間に合っておりませんが、その点は御了承いただきたいと思っております。問題意識や具体的な施策などにつきましては、既に実施した公開討論の際に当ワーキンググループ資料としてまとめたものと同様のものと考えております。以上が、アクションプラン実行ワーキンググループからの説明でございます。

それでは次に鈴木代理、奥谷主査、清家主査の順で御説明をお願いいたします。

○鈴木議長代理 それでは、ITについて説明させていただきます。先回にも説明をさせていただきましたので、簡単に御説明したいと思います。

まず第1番目には「情報通信ネットワークインフラの一層の整備促進」という事柄で、特にこの問題認識としては周波数というものの割当の抜本的な見直しを取り上げております。更に周波数の再配分、使っていない、あるいは利用度の低いものは高いものにシフトしていく。そのときにどういうふうな形でそれを行うのかということについて提言をいたしております。基本的に言いますと、周波数の低い人から取り上げるに当たっては残存簿価というものは保証はするけれども、それ以上のことはしない。そして、その取り上げた残存簿価の保証をするのは新しく周波数を得る人たちの一種のオークションを加味したシステムによってやろうという考え方です。

それから「電波登録制度の導入」で、最近は無線LANというものが非常に有望な分野として増えておりますのでこれを大いに拡大する。しかし、むやみにやりますと混線いたしますので、軽い登録制をもって臨むということを提言しております。

更に、電波利用料につきましては現在ほとんど一律のものになっておりますけれども、これを経済利価値ないしは空中の支配度というものによるべきものだといたしております。それから「電気通信事業における公正競争の促進」、これは長年のNTTの形でいいのかという議論でありますけれども、1つとしては競争状況というもののその後の進展というものに対して評価をすべきということ。

それから、IP化の進展に伴って事業者間接続料の見直しと、最近総務省を相手にNCCが訴訟を起こしたりしておりますが、この計算方式というものが妥当であるのかということの見直しを求めています。詳細は省略させていただきます。

それから、「外国政府等との協定等に係る認可の見直し」でございますが、これは総務省に言わせると、途上国等では非常に独占的にそれをやっていて高い料金を押しつけるケースがあるから、政府がチェックをして政府間交渉に場合によっては持ち込まなくてはいけないという言い分ですけれども、しかしそういう可能性が低いものについてはそれを認めるべきだということを言っております。

「NTTの在り方」ですけれども、この問題につきましてはかねがね議論がされ、現行の3か年計画の中にもNTTの競争条件というのか、独占状況というものが変わらなくて非競争的なものになる場合には抜本的な見直しをすべきという事柄が盛り込まれておりますので、それを次の3か年計画に引き継ぐという形で答申をいたしております。

それから、これはガス、電気にも共通しますけれども、「公益事業に関する分野横断的競争ルール整備」ということでありまして、これは簡単に言いますと公益事業分野における市場監視というものをしっかりすべきだということと、その場合に公正取引委員会と事業所管官庁と2つあるわけですが、公正取引委員会は公正取引委員会として独禁法というものをベースとして、それから事業所管官庁は事業の所管をする立場から専門的な立場でその競争を監視すべきであって、その両者は密接に協力し合うとともに、それぞれの法律の根拠になっている規定というもの、あるいは権限というものの内容に従って最も適するところが最も適した方法でやる。もちろんこれが利用者にとって二重のものになってはいけないということ、そのために密接な協力関係をするということは当然でございますが、そういうことを前提としてやっていくということを提言しております。以上が、基本的にはITについての問題でございます。

次に、医療福祉に移らせていただきます。医療福祉の問題点は先回も申し上げましたけれども、簡単に言いますと本年はいわゆるレセプトのオンライン化というものをスタートラインとして、カルテを電子化してカルテからレセプトができてくるという仕組みにする。そして、そのようなカルテ情報というものは皆がこれを共有することによって、いわゆるEBMと言っておりますけれども、医療知識というものを集約させて、そしてその知識を集約させた中から抽出されてくる標準的な医療というものを確立して、その標準的な医療をベースにして標準的な医療費を算出して、その標準的医療費でもって包括払いにする。これが一連の流れとしてねらっているところでございまして、そういうことにして医療のシステムというものを単に紙のカルテから電子的手法にする。そして事務を省略するという問題ではなくて、そういうことをスタートラインとしてさっき言いましたような医療全体というものをそういうシステムに変えていく。そうすることによって、医療の中でいわゆる出高払いというような形でやられているようなやり方を抜本的に見直して競争原理を導入するというのか、要するに腕のいいお医者さんが報われるというシステムに切り換えていく。こういうことを中心として医療の問題を提起いたしております。

内容につきましては、今まで厚生労働省に対してこういうことをしなさい。例えば、レセプトのオンライン化を進めてくれということは2001年にも言いましたけれども、それだけ言っているのではなかなか進みませんから、いわゆる技術的な手法、手順というところに対しましても深く突っ込んで議論をしております。基本的に厚生労働省はこの分野につきましてはその必要性を痛感しております、我々と大きな考え方の隔たりはないわけですが、仕組みその他についてはかなり新しい物の考え方を入れてありますので、そこら辺についてこれから調整をするということで、既に数回の調整は進んでおる次第でございます。

それから、更にめくっていただいて6ページ辺りになりますが、保険者機能の強化の中で、従来は医療につきましては保険者が直接審査し、支払いをする。そして、直接契約をすることができるということにしており、これに対しては厚生労働省は既に手を打っているわけですが、薬の方が現在のシステムの中では何も書かれていないということがございます。薬局につきましてはやはり同じように直接審査、それから直接契約ということがあって当たり前だし、また医療機関が出します薬についてはそういうことになっているんですけども、いわゆる薬局についてはそういうシステムになっていない。いないがゆえにやられていないという問題がございますので、これも入れようということでございます。以上が、大体大ざっぱにかいつまんでいきました問題でございます。

更に8ページ辺りで「外国人医師・看護師による医療行為等の解禁」ということで、幾つかの項目が並べてございますが、1つは外国人の医師、看護師というのは医師の場合には6年、看護師の場合には4年たつと一旦帰れということになっておりまして、これは合理性がないじゃないか。日本の医師国家試験を通ったのに、その年限がたつと帰れというのは合理性がないのではないかと問題と、それから外国人が医師の資格で入ってくる時に永住権というのか、日本に在留する権利がない場合には入れないというシステムがあります。ここら辺のところは極めて不合理な問題なので、その是正を求めるということが中心となっております。以上が、簡単に申し上げましたけれども、医療の問題でございます。

続きましてエネルギーの問題でございます。エネルギーの問題につきましては、昨年度電力、ガスともに自由化範囲というものをかなり伸ばしました。しかし、もともと2001年の我々の答申というものの、そして閣議決定されておりますものは小売の完全自由化、つまり一般家庭までという事柄になっておりますが、これに対して現在、平成19年以降にそれまでの結果を見て検討を開始する。これは前にもそういうことをやったことがあるんですけども、そういう書き方になっておりますが、それでは遅いのであって、これは直ちに入るべき問題であり、平成19年はむしろその結論を得るべき時ではないかということ定義、提案しておるわけでございます。ガスについても同じような考えです。

それと同時に、これは一つの試みでありますけれども、小売の自由化というものを促進するために、例え

ばいわゆる風力発電のような環境に優しいというのか、二酸化炭素の排出防止に役立つような電力だとか、あるいはリチウム、燃料電池というようなものについては現段階でもこれを一般家庭にまで売っていいではないか。先行的にやっていくという意味でございます。

それから更に原子力発電に関しましても注文をつけておるわけでありまして、内容は原子力発電の情報というのはいわゆる国民の目には非常に不透明である。したがって、それに対して国民からの拒否反応というものが出てくる。もっと情報をきちんと明快にすべきではないかということで、特に安全に関する情報というような問題とか、それから更に原子力発電というものが一体どういう意義を持っているのかということ、それはコストに関する情報として例えば立地だとか建設に当たってのコストが一体どういうポジションを占め、そして更に原子力発電所自体というものの運転コストが幾らになるのかという問題、更に後処理のコストがどういう方法でどれだけのコストになるのか。こういうような情報というものがクリアになっていきますれば、国民はもう少し原子力発電に対しても理解をし、あるいは問題点を発見し、認識することができるという認識から、原子力発電に関する情報の透明化ということを提言しております。

「公益事業に関する分野横断的な競争ルールの整備」につきましては、先ほど情報、ITのところでも申し上げたのと同じ内容でございますので省略させていただきます。以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、奥谷さんどうぞ。

○奥谷委員 教育・ワーキングの方は、まず国立大学の果たす機能・役割の重要性ということで、国立大学の機能・役割が果たせない場合は速やかに改廃、民営化等の組織の見直しが行われるべきであり、また大学設置基準は緩和されましたけれども、第三者評価が導入されるということと、あとは自主的・自律的に運営するためには国公立を通じて説明責任を明確にした上で教育サービス提供主体における自主的な意思決定が行えるようなガバナンスを強化する必要がある。

情報公開の促進と第三者評価の自己点検評価による学生、児童、生徒、保護者、地域住民、社会一般に対して正確な情報が提供される必要があるという問題意識に基づきまして、まず「国立大学法人の評価に基づく組織の見直し及びそのスケジュールの策定」、これは最初は国立大学法人の民営化策定スケジュールという表題になっておりましたけれども、それを変えました。なぜかといいますと、国立大学法人の民営化ということになりますと、すぐにすべてが民営化というところに誤解を生じるということもありまして、残すべき国立大学は残るべきで、残る必要性のない国立大学は先ほど申しましたように速やかに改廃するなり民営化するというような意味合いがあるということで、むしろ国立大学法人の中期目標、中期計画において国立大学が要請される機能・役割に沿った目標・計画が、少なくとも数値目標が設定されるなど、具体的に定められるべき中期目標・中期計画に関する評価基準を明確化するべきである。そのスケジュールをきちんと策定していただきたいということの結論です。

また、国立大学法人の活動の成果、評価が行われた結果、国立大学法人として地方公共団体とか民営化等の組織の在り方について勧告されるなど、適切な措置がとられるようにという仕組み及び実施スケジュールの具体的な内容について速やかに検討を開始し、結論を得るべきであるということをおうたっております。

あとは「教育主体の多様化」ということで2ページ目ですが、これもコミュニティ・スクールを次期通常国会に法案提出という形で、これは昨年度から続いておりますので大体こういう形で進むと思われまして。

次に「構成員、運営を含む私立学校審議会の見直し」ですが、今、私立学校関係者以外の民間有識者を4分の1以上にはならないという規定がありますので、これを改定いたしまして、せめて私立学校の審議会の構成員比率及び委員候補者の推薦に関する現行規定を私立学校法から削除することと、私立学校審議会の構成員の過半数を私立学校関係者以外の民間有識者を入れるということを次期通常国会に提出するべきであると提案しております。

次に「借入金による大学・学部等の設置等の容認」、これは平成16年度中に措置という形で、学校法人が借入金により新たに大学・学部等を設置することについて今は認められておりませんが、これを新たに設置する場合でも認めるということ。そして、大学・学部等の新增設を推進するため、学校法人は大学・学部等を設置する際に借入金による施設及び設備の整備、経営に必要な財産の確保を認めるべきであるということを要求しております。

次に、情報公開の促進という形で3ページです。これも学校法人における財務情報の開示促進、特にこの中ではインターネット上におけるホームページに掲載することを義務付けるということをおうたっております。

次に「学校法人会計制度の見直し」、これも今かなりわかりにくくなっておりますので、企業会計原則の考え方を取り入れるとともに、一般の人が理解し、評価できるものに学校法人会計基準を改正すべきであると

いうことを16年度中に措置という形で要求しております。

「大学の情報公開の促進」も、基本的には情報公開をインターネット上のホームページに掲載することを義務付けるべきである。要するに教育環境、教育方針、教育内容、1教員当たりの学生数等、研究活動、卒業生の進路状況、受験に関する情報、受験者数とか合格者数とか入学者数など、当該大学に関する情報全般を大学が情報公開するようにインターネット上のホームページに掲載することを義務付けるべきであるということを強く要求しております。

次に「学校の自己点検評価の促進」という形で、これも毎年1回程度の自己点検評価を実施すること。自己点検評価に対しての基本的な考え方、評価の仕方を含めて評価結果を公表するということを義務付けるべきということにしております。

次に「認証評価制度の改善」ですが、これも認証評価機関が最低限設けるべき評価項目、例えば財務の安定性、教育カリキュラムの内容、教員の質・能力、教育内容に対する学生の満足度、情報公開レベルなど、認証基準においてこういった項目を定めるべきであるということを16年度中に検討措置ということをやっております。

次に「複数の評価機関の評価に基づく国立大学法人の評価」、これは国立大学法人設立後の最初の中期目標終了時まで措置という形で、今、大学の評価・学位授与機構以外のところは評価できるようなもう一つの認証評価機関を評価の採用をすることも複数の評価機関によって評価されるべきであるということをやっております。

次に「加配教員制度の改善等」です。これも今、規制されております加配教員制度の都道府県教育委員会の判断で加配定数を弾力的に活用することを可能にするべきであるということと、今、構造改革特区において市町村費による教職員配置の導入については速やかに全国化に向けて検討し、結論を得るべきであるということ。市町村立学校教職員給与負担法という規定の弾力化等を検討し、結論を得るべきである。こういった規制があるために加配教員制度のフレキシブルな活用ということがなかなかできなくなっているということと、少人数学級というものを誕生させるためにもこういう加配教員制度の改善等はかなり必要であるということ認識しております。

次に「教科書採択地区の町村単位の設定の容認」ということです。これも最終的には学校単位での教科書選択の可能性を視野に入れて今、学校教育の自主性、多様性を確保する視点から町村ニーズのレベルまでを踏まえて市町村単独で採択できるように検討するべきである。また、結論を得るべきであるということとを要求しております。

次に「飛び入学」です。今、年齢で17歳以上でない飛び入学できないとされている要件を更に引き下げること、また高等学校以下で飛び級制度を設けることについて検討すること、それから今、学力要件のみと年齢要件ということは、特に18歳で大学に入学するという規制がかかっていますけれども、年齢要件を不問にするということで学力要件のみとして大学に飛び入学できることの検討、結論ということとを要求しております。

次に「国立大学法人におけるライセンス対価としての株式取得の容認」、これも国立大学法人によるライセンス対価としての株式取得を容認することを取締役や職員等の派遣規制の在り方も合わせて検討し、結論を得るということとを要求しております。

次に「競争的研究資金制度の改善」、これも研究者にとって利用しやすい環境を整備する必要があるということと、研究交付期間を可能な限り早期化し、遅くとも9月までに交付を決定するべきということと、現在費目の30%の振替を認める等、弾力的な研究が行われるようにすべきであるということと、繰越明許といいますか、そういったことができるように検討すべきである。

研究費の不正使用を行った研究者については研究費を交付しない制度を設けるなど、不正行為の防止策を検討するべきである。次に、研究者の事務担当に対して研究費の適正な処理・管理を徹底的に図るべきであるということとを今、要求しております。なかなか難しい状況に今あります。以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、清家さんお願いします。

○清家委員 我々のワーキンググループは本年度、問題意識のところはもう何度もお話しておりますので省略いたしまして、具体的には2ページ目から出ております具体的施策の5項目について大きく検討を行っております。

1点目が2ページから始まります「円滑な労働移動を可能とする規制改革」ということ、2点目が4ページから始まっております「就労形態の多様化を可能とする規制改革」、3点目が5ページから始まります「新しい労働者像に応じた制度改革」、それから6ページ目から始まっております4点目の「事後チェック機能の強

化」、そして同じページにあります「その他」という点でございます。

今年度は最終年度に当たりますので幾つかその問題点を整理して、1つ目は引き続き今までかなり詰めていただいた部分についても更に規制緩和を進めていただく部分、それから2つ目に今まで残念ながら積み残しになっている部分についてできるだけ今年度中に決着をつけたいということ、3目に新たな要望と、4つ目として将来のことも考えて少し大きな問題、今年度中に決着がつくとはなかなか思いませんが、大きな問題について問題を提起しておくという方針で議論を行っております。時間の関係もございいますから、論点を整理しながらお話させていただきたいと思っております。

まず「円滑な労働移動を可能とする規制改革」につきましては、第1点の「職業紹介規制の抜本的緩和」のところで、特に求職者からの手数料規制の緩和の問題が大きな課題でございます。これは御承知のとおりアクションワーキングプランとも連携させていただいてやっておりますのでございまして、今までの交渉では基本的には今までの年収要件 1,200 万円を下げるということについて厚生労働省も前向きに検討するということを言っておりますが、それを我々が要望しております、例えば 700 万円程度まで下げるといったようなこと、あるいは対象職種を拡大するといったようなことについてはまだはっきりとしたお返事が得られていない、まだ交渉中のところであります。

それから、2番目の募集・採用の年齢制限の問題、これは引き続きお願いしている部分でありまして、これについても基本的にはその方向で改正を行うということでありますけれども、特に厚生労働省以外の人事院あるいは総務省に関わる公務員の年齢制限の問題についてはなかなか人事院あるいは総務省等、人事院は一部この緩和を認めてくださるという方向で検討をしてくださるそうですけれども、地方公務員等の問題についてはまだかなり難しいという段階でございます。

それから、3番目の「技能検定の受検資格の要件の緩和」については要望が出て新しくきたもので、実は高原委員のところのワーキンググループとも連携して行ったところでございますが、この辺についてはここに書かれたような内容で、技能検定の受検資格の実務経験の年数を短縮するという方向で進めるということについては大体の合意を得ております。

2つ目の「就労形態の多様化を可能とする規制緩和」についてでございます。まず第1点の派遣労働に関する規制の緩和で、これは引き続き重点的にお願いしているところなんですけれども、今年度法律が変わりまして来年度から紹介予定派遣については事前面接の解禁ということが行われたわけでございます。我々としては、この紹介予定派遣以外の一般派遣労働者についても事前面接を解禁にしてもらうことが、基本的には働く方も雇う方も両方ともメリットがあるわけですから、是非進めていただきたいというふうに強くお願いしているわけなんですけれども、厚生労働省は紹介予定派遣についての事前面接がまだ実際に始まる前から、それ以外のところに拡大するというような議論を始めるわけにはいかないという御主張で、このところについては意見が今、対立しているわけでありまして。

2点目の「派遣事業と紹介事業の兼業規制の見直し」については事実上、合意を見ておりまして、現在その一定の条件の下に兼業を認める経過措置が来年の11月までという期限付きで行われているわけですが、その経過措置の終了以前にこの措置を恒久化するということが措置するという点については基本的な合意を得ております。

それから「裁量労働制の拡大等」についてですが、これについては引き続き更に今までお願いして、かつ実現した規制の緩和をもう少し進めてくださいというお願いをしているわけですが、この辺についてはまだ必ずしも色よい返事はいただけていないということでございます。

3つ目が「新しい労働者像に応じた制度改革」です。このところが積み残しとしては非常に大きな、しかも長期的に検討すべき大きな課題であるわけですが、いわゆるホワイトカラーエグゼンプションといったような労働時間規制の適用除外ですね。先ほど、今お願いしていると申しました裁量労働制ではない、むしろ現在裁量労働制が適用されているような労働者については、この裁量労働制というのはあくまでも労働基準法の適用内での裁量労働なわけですが、労働基準法の時間規制の適用そのものを外す種類のホワイトカラーエグゼンプションの制度を導入してはどうかということ、これはもう3年間ずっと言っているわけですが、これについてはなかなか難しいということでもずっと意見が対立しておりましたけれども、できるだけ来年度中にこれについての検討を少なくとも開始していただく。

問題点も私どもは理解しておりますので、例えば健康や福祉確保の措置あるいは苦情処理措置を使用者に課すといった条件を整備した上で、この適用除外方式を採用することを真剣に検討していただきたいということを強く要望しているところであります。

もう一つ、解雇規制については我々の要望を一部入れて労働基準法の改正が今年度行われたところで

ございますけれども、その中で金銭賠償方式については見送られたわけでありますが、この部分については引き続きこの項目を労働基準法の中に入れてほしいということをお願いしております。

それからもう一つは、労働者が多様化している中で、いわゆるフルタイムの常用労働者だけが社会保険に加入するというだけでは社会保険制度が空洞化してしまうという懸念がございますので、これについては例えばパートタイム労働者等についての社会保険の適用の拡大ということをお願いしていたわけでございますけれども、この辺については次期年金制度改革との関連もあるわけでございますが、厚生労働省もかなり積極的に検討をするという感触を得ております。

それから、4点目の「事後チェック機能の強化」でございます。職業紹介あるいは労働者派遣事業等については、従来ハローワークがこの監督をやっていたわけでございますが、ハローワークというのは民間の職業紹介等々、場合によってはお互いにライバル関係になる機関でございますから、そういうところが民間事業者を監督するのはいかがなものかということで、ハローワーク以外のところが監督をするようにしてほしいという要望を出していたわけでございます。これについても、厚生労働省はハローワークの指導・監督機能を少なくとも都道府県の労働局等に移管するという点については原則的にそのような方向で進めるというふうに言っておられます。

それから「その他」のところですが、これは、新たに要望が出たところで大きな問題がございます。新たに要望が出たところについて言えば、勤労者財産形成制度における事務代行の可能な事業者については、実は要望のとおり今の制度でもできるというようなことがございましたので、それについてはその趣旨を明確化してほしいということをお願いして、これについては問題が解決しております。この点についても、高原委員のワーキンググループと共同でやらせていただいたところでございます。

それから、新たに出てまいりました衛生管理者について派遣労働、外部委託等を認めるようにしてほしいという要望についてでございますが、これについてはまだ現在意見が対立しているところでございます。

最後に、非常に大きな問題として私ども最低賃金制度、もちろん最低賃金制度の必要性は認めているわけでございますけれども、現在地方においては最低賃金制度というものが産業別にも設定されるということになっているわけでございます。そもそも最低賃金制度というものは労働者、要するに労働供給側の条件を設定するという趣旨から言えば、あるいは最低賃金というのはその地域における労働市場の底抜けを防ぐという意味での最低基準だとした場合に、それが産業別に異なるというのは理論的に説明しにくいわけでございますから、この産業別の最低賃金制度というものについては廃止してほしいということを要望しようと思っております。

ただ、これについては非常に大きな制度であって、厚生労働省としては地域別最低賃金制度の根幹に関わる問題であるから、そう簡単に検討しますとか、そういうようなことは言えないというようなことで、今のところはまだ交渉中の部分でございますが、我々としてはこれについて少なくとも来年度中に検討を開始してほしいというふうに要望しているところでございます。ちょっと時間をオーバーしましたが、以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、鈴木さんのところで運輸が抜けておりましたので、追加をお願いします。

○鈴木議長代理 大変恐縮でございます。簡単にやらせていただきます。5ページでございます。エネルギーの次の運輸、12番でございます。

運輸に関しましては、これは決定しておる問題ですけれども、1つは「港湾運送事業に係る規制の見直し」で法案を出しなさいということであります。これで全廃されます。

それから、「内航海運業に係る参入規制」というものがこれまで許可制であったわけですが、これを登録制にするということでございます。

それから「船員職業紹介事業に係る規制」で、派遣労働を認めるということが別途に決められているということでございます。

それから、強制水先につきましては外国船籍の船長が同等の知識・能力を持つ場合には免除していいんじゃないかという論点でございます。

それから、タクシー事業に関しましては緊急調整措置というものがあって、要件が少し非流し地域について柔らか過ぎるので非常に増えており、間もなくほとんどの地域は特別監視地域になるというような状況になっております。ですから、これに対する抜本的な是正を求めています。それと同時に、タクシー料金につきましてももう少し柔軟な決定方法というものを認めるべきだし、期間も現行の半分程度にするということも提言しております。

「駅構内への入構」につきましては、先回も申しましたけれども、1つは取引制限的な視点もありますし、も

う一つはシームレスな運送という観点もある。この2つを考えてやっていくということでございます。

「車高制限及び積載要件」については、先回御説明したとおりでございますので省略します。

「高速道路における自動二輪車の二人乗りに関する規制」に関しましても、本年度中のできるだけ早い時期に条件を満たしたものについてはこれを認める方向でということをご提言しております。

オートマチック二輪車につきましては、先回の高原主査のところでもやられましたもので、この免許を導入するというところでございます。以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、ただいまの前半につきまして御質問、御意見がございましたらどうぞ。

○河野委員 雇用・労働分野のところなんですけれども、2の(1)の労働者派遣事業における事前面接の解禁、先ほど御説明いただいたところです。これは、要するに派遣元も派遣先も派遣労働者も、厚労省の調査では皆、賛成しているというふうなお話だったので、改めてこれを16年度中に検討ということではなくて、もうちょっと前向きに16年度中に結論というふうを書くのは無理なのでございませうか。

○清家委員 これは河野委員も御承知かと思えますけれども、事前面接の問題は事前面接をしてだれが欲しいというところまでやってしまうと、建て前としては労働者供給事業になってしまうおそれもあるということでもともと反対があったわけでございますが、少なくとも最終的にまず相手方に採用されることを要件にしているような紹介予定派遣であればその問題はいいのではないかとということで、紹介予定派遣について規制を緩和してもらったわけです。

それで、厚生労働省の言い分は、その法律を改正して、それが来年度から実施される前に、それ以外の問題について検討を行うことはできないということで、少なくとも検討を行うのであれば、では来年度以降検討してくださいという形をお願いするというをしているわけです。

ただ、これはだれも反対していないというわけではなくて、厚生労働省は基本的には賛成ではないということなんです。ただ、我々としては雇うと言っただけとはいけないんですが、派遣労働者を受け入れる派遣先の方も、それから派遣される労働者も、希望としてはどういう人が来るのか、あるいはどういうような希望を自分が相手方に持たれているのかを知った上で派遣された方がいいと考えているということは、アンケート調査等で事実として出ていますということは主張しております。

○河野委員 多分お互いに中身はわかった上だと思うんですけれども、紹介予定派遣というのは非常にシェアの低い社員派遣ということで、通常の派遣業の全体を表していないので、これは非常に一部のところでやってその結果をというのでは余りにも遅過ぎるのではないかとというのが趣旨なのでございます。それが1点です。今のお話ですと、厚労省がそこについて大変慎重だから難しいということですか。

○清家委員 少なくとも紹介予定派遣の実施状況を見て検討されたいというのが厚生労働省の御見解だったかと思えます。

○河野委員 紹介予定派遣というのは社員としての採用を前提にしているのでまたちょっと趣旨が違うところもあるかと思うんですけれども、私は意見として、その結論はかなり実態的には急いでやっていただいたらと思っておりましてということが1つです。

もう一つは、6ページの4番の「事後チェック機能の強化」の一番上のところです。この文章は、要するに職業紹介事業及び労働者派遣事業の指導・監督については今までハローワークがこれに当たっていたが、中立性を確保し、その機能の強化を図るためにも、ハローワークの指導・監督機能は今後これをという読み方でよろしいのでしょうか。

○清家委員 これは、ハローワークが行っていたというふうにした方がいいかもしれませんね。

○河野委員 要するに、職業紹介事業及び民間の事業も含めた指導・監督ですよ。さっきのお話ですと、労働局がその方向でというふうなことでした。そういう意味では、ハローワークとさっきの民業がある程度同じフィールドでやっている部分もあって、そこで「中立性を確保し」という言葉が出てくると思うんですけれども、そういう意味ではこれは郵便局が民間宅配業者と競合しているから、その上の地域支社に情報を監督させましょうというふうに読めてしまうとちょっと気になる。

○清家委員 我々としてはもちろん本来は何か独立の監督機関のようなもので、これは2つあるんですね。つまり、競業するので中立性を確保するというのと、やはりハローワークが片手間にやっているので今の指導・監督というのは不十分な部分もあるんですね。例えば、かなり通り一遍の監督しかしていない。そういう面で中立性を担保し、なおかつもっとしっかりとした監視監督をやってもらうために別のところでやってください。

それはもちろん理想的にはもっと別の何か中立的な監督機関を設けていただく方がいいわけですが、

我々としては少なくともハローワークと別のところで、つまり実際に現場で一緒に競争しているようなところではないところでやってくださいということで、それであれば都道府県の労働局という直接職業紹介などの業務を行っていない部局においてこれを行って、少なくともという意味ですが、そういう要望を出しているということでもあります。

もちろん理想的には新しい監督機関をつくってもらえばいいわけですが、それはまたこういう御時世でなかなか難しいということで、私は事後チェックは非常に持論ですからもっと強力な監視・監督機関をつくってもらいたいと思いますが、それができないのであれば少なくとも同じ場所で紹介を官と民でやっている一方が監視・監督をするではない、もう少し別の場所でやることにしてくれませんかという次善の策のお願いのような感じです。○河野委員 だから、次善の策というところまでいけば、この次善の前のところの文章の方がいいかなというふうにも思いますので、多少ハローワークのこの文言のところを…。○清家委員 「ハローワークの」というのは取ってもいいかもしれませんがね。ハローワークが行っていたとか。

○河野委員 そうですね。今後これを都道府県の他の機関に移管させるべきであるとか、最初から労働局というとききらめの心境というか、次善の策的なにおいもしないではないので、多少そこを御配慮いただければと思います。

○清家委員 わかりました。

○奥谷委員 「社会保険制度の改革等」に入るのか、「事後チェック機能の強化」に入るのかわかりませんが、社保とか雇用保険の未加入の企業はかなり増えているんですね。そういったものに入っていない企業を情報公開するという点に対してはかなり労働基準監督署だか労働基準局だかが反対していたんですけども、労働者保護という立場で新聞にこういった社保完備とかという形で載せて、現実に入っていない。そして、本人から半分負担を取ってしまうということが出ていますので、労働者保護という形での社会保険制度の改革の中にそういった未加入企業の情報公開をきちんとさせる。インターネット等に載せるなり、労働者がそういったことをチェックできるような機能を是非持たせるべきだと思うんですけども、それはいかがでしょうか。

○清家委員 情報公開については、ほかの問題についても監督官庁が比較的及び腰なところがあるわけですが、私も奥谷委員のおっしゃるような趣旨はそのとおりだと思いますので、奥谷委員は当ワーキンググループの委員でもありますから、もし御要望がありましたらそのような形で修文の要望を出していただければ先方に投げ掛けたいと思います。

○宮内議長 よろしゅうございましょうか。では、どうぞ。

○八田委員 教育のところは、非常にいいものをつくっていただきましてありがとうございます。私はワーキンググループのメンバーなんですけれども、なかなか出席できなかったんですが、1か所、特に重要だと思うのは、大学にインターネットでもって情報開示することを義務付けるという点なんです。虚偽の情報を提供する可能性が非常にあると思うんです。そして、インターネットで公開させる以上、その中身の正しさをチェックする。悉皆調査である必要はないと思いますが、例えば抜き打ちでチェックするということが文部省の非常に重要な機能じゃないかと思うんです。そこで、そういう一文ですね。更に情報内容の正しさを検証するシステムをつくるべきであるというような文章をもし入れる余地が今からでもあったらお願いしたいと思います。

○奥谷委員 それは是非やりたいと思います。情報公開で、これもやはり文科省の方はホームページで掲載することを義務付けるということに対して大変反対しているんです。義務付ける必要性はない。むしろ閲覧という形で全国から見に来いみたいなばかなことを言っているのが時代錯誤もはなはだしいんですが、そういう意味では当たり前のことだと思います。

○米澤委員 今の点なんですけれども、今、閲覧という話がありましたが、多分インターネットで出すとは思いますが、何について出すかという最低線の項目みたいなことについては多分コミットしないような気がするんです。ですから、それを絶対コミットさせるということは必要だと思います。閲覧にしる何にしるそうなんですけれども、今のところは反対していますが、インターネットは何とかやるんじゃないかという気がします。

○宮内議長 それでは、後半に移らせていただきます。ちょっと時間がせっておりますので、早口でおっしゃっていただければ大変ありがたいと思います。高原主査、八田主査、八代主査、事務局という順番でお願いしたいと思います。

○高原委員 清家主査の後に4ページに私としては用意をしておまして、最初の見出しは「規制改革集中受付月間」の推進となっているんですが、これはちょっと直してもらって、やはり事業活動円滑化という形に修正をしていただいたらと思います。

そこで問題意識でございますが、この問題意識については3点持っております。

1点目は、当会議において社会システムの改革というものを中心にやってきておるわけですが、昨年度からビジネスニーズにかかる個別要望についても短期的・集中的に民間事業者を中心に広く求めて、それについての評価が高いということでございます。

2点目は、地方公共団体とか、あるいはその他の民間の要望を集中的に聞いたことを関係省庁で調整を公開しながら進めるという手法が特区では既に仕組みとしてでき上がっておりまして、その点、特区と一緒に二人三脚でやっておるということが重要であるというふうの問題意識として持っております。

3点目は、今まで要望をきめ細かく受け付けるということで2回やってきました。資料の3ページの上段と下段に数字を出しておりますが、6月では417項目の要望が出まして、とりあえず67を閣議報告という形で9月に出したわけでございます。現在、11月のものは11月25日現在で690の要望が既にきておりまして、これは意義があるというふうに受け止めております。それから、3ページの一番下の括弧の中では特区との二人三脚の形というものを理解していただけるんじゃないかと思っております。

そこで、後半の具体的な施策の部分でございますが、2つに絞っております。2ページの下段から3ページ、4ページとなっておりますが、特に4ページの(1)(2)を中心に説明をさせていただきます。

1点目は、67項目を9月に閣議報告したわけですが、年末の総合規制会議の答申に向けて検討フォローアップをする対象として、更に事務局でこのときまでに間に合わなかったテーマについて検討を続けていただいております。そして、できれば平成17年度までに処置される見込みのものについても別表で掲載をさせていただこうと考えております。最後になります。2つ目で、特に6月と11月に特区推進室と一緒にいたしました規制改革の集中受付月間というものは既に仕組みになっておるというふうな我々は受け止めておりますが、これを来年以降も引き続き継続的に実施していただく。このことが、今までの経験で非常に大事だということを申し上げたいと思っております。以上でございます。

○宮内議長 それでは八田さん、お願いします。

○八田委員 住宅・土地、公共工事、環境ワーキングです。

まず第1の「不動産市場の整備」に関しては、かねてから登記のときに不動産の売買価格を登録して、それが閲覧できるようなシステムをつくってほしいという要望をしておりましたところ、実質的にそれができるような形になった。それをインターネットで地図上に情報が出るような仕組みをつくることになったんですか、我々が個別の案件ごとに全部出るようにしてほしいということを要望したんですが、やはりプライバシー等の観点からそれはできないということで、それならばせめて個別物件の用途だとか面積、道路条件、形状、築年数、そういう情報をきちんと出してほしいということを今、要望しております。2番目は、最低売却価額制度です。競売におけるこれを廃止することを求めていたんですが、今、基本的な廃止については納得したものの、しかしいろいろな実質的な障害となる条件を付けてきたので、それを取り除いてほしいというのが今の交渉の要点です。

それから、2ページの「都市再生の更なる推進」というところですが、日影規制に関しては都心ではこれを厳しくしておく必要はないのではないかということで、例えば都市再生緊急整備地域内においては一定の条件があれば日影規制を外す。あるいは、緊急整備地域内でなくても日影を受ける側の同意がある場合には適用除外にするということをやすべきではないかということが提案です。

「市街地再開発事業の推進方策」というのは、市街地再開発をする場合に面積が3分の2だけでなく、人数も3分の2の同意が必要だということがございます。ところが、同意した人の土地をどんどん買っていくと最後に残ったのは反対する人のものばかりになってしまっていて、そこで組合を設立すると3分の2を取れないということがありますから、理屈の上ではこれは変なので、その人数要件を外してほしいというのがこちら側の要望です。それから3ページですが、航空障害灯というのは日本の夜のビルの上に付いている赤い電灯ですね。あれがやたらに強いわけですが、それをこちらで不要なものを除くようにという要望をいたしまして規制の新基準が導入されたんですが、これを更に積極的に利用して、要らなくなったものは消してしまうというようなことを指導するべきではないかということです。

それから、土地収用法です。これは今、出訴期間を経過したにもかかわらず事業認定自体の正当性を理由として、土地収用法で収用されることに対して抵抗するということがありますので、こういうことを主張できないような仕組みにすべきじゃないかというのが第1点です。

それからもう一つは、やはり国家的観点から非常に重要な推進が認められる事業については、地方公共団体にゆだねるのではなくて国として用地の取得に関与する制度をつくるべきではないかという要望です。

それから、最後に「通勤鉄道における時間差料金制の導入」というのは、オフピークではただ同然にして、

その代わりピーク時に料金を高目にするという制度の要望をしまして、国交省としてはそれに対する研究会をつくって来てまして検討をしているんですが、これについてまだ今後幾つかの問題点を私どもは指摘しまして検討してほしいという要望です。

環境に関しては、時間の関係がありますので1つだけ申し上げます。ヒートアイランドに関する対策というものが必要なんですが、聞いてみるとほとんど基礎的な資料が整備されていない。研究もされていない。まだまだ未開だし、基礎的な資料も整備されていない。したがって、例えば東京の各地点において何度であったかという温度に関する情報が時系列的に提供されているというのは当然だと思うんですが、そういうこともない。だから、研究者がだれでも、特別なこねのない人でも、都市の各地点における温度情報を手に入れられる仕組みをまず出発点としてやるべきではないかというのが最初のところでありまして。以上です。

○宮内議長 では、八代さんお願いいたします。

○八代委員 「「構造改革特区」等による「官製市場」改革の推進」というところがございますが、ここはかなりアクションプランと重複しておりまして、「公共施設・公共サービスの民間開放の推進」はアクションプランの追加5項目の1つになっております。

それ以外では「国民年金の徴収事務等の見直し」ということで、今は事実上の任意加入制度に近い国民年金の未納率が急速に高まっております。これについては、これに対して何とかしなければいけないという認識は厚生労働省と共通に持っているわけでありまして、1つは強制徴収の強化ということ、それからより徴収事務効率化に向けた民間委託の推進ということ、それから社会保険庁と税当局との業務の連携を強めることによって実効的な徴収機能を図るというような3点を指摘しております。

あとは、労災保険と「雇用保険三事業の見直し」もアクションプランの方に共通であります。

5番目の「駐車違反对応業務の民間委託の推進」というのは、昨年度の官製市場で先方と合意した内容がよいよ法案化に向けて動き出しております。そのポイントは3ページに書いてあるわけですが、従来の駐車違反というのは刑事罰でありまして運転者、直接運転している人への刑事責任の追及のみであったんですが、それでは現行犯逮捕ができないので、それに加えて車両の運行を管理している使用者、これは一般用語ではむしろ所有者ですが、車の場合はレンタカーとかいろいろな特殊な形態がありますので、車検登録をしている人というような意味での使用者に対しても行政罰を科す。そういうことで、行政罰に対して駐車違反の対応業務を民間委託することができるという、そのポイントであります。これは、通常国会に出すべく法案を進めてつくっている最中でありまして。

それから、「教育委員会の制度の見直し」というのは昨日ワーキンググループで意見交換をしたばかりでありまして、まだ委員の方と十分すり合わせをしていないんですが、ポイントは教育委員会というのがやはり非常に画一的になされているために自治体等の自由な教育行政、自主的な教育行政を妨げているといえますか、そういうことを防ぐために2つの方向で、まず4ページであります、住民自治を一層強化する方向で地方自治体の長と教育委員会の関係を見直すということと、それから学校長の権限拡大の方向で進めるということでありまして。

それから、特区におきましては更に教育委員会の権限を学校長あるいは自治体の長に委譲することを可能とすべきであると、その2点を指摘しております。

続いて、農業でございます。農業については昨年に引き続き3つの柱、農地制度の問題、農協の問題、それから多様な経営主体の参入ということでありまして。

問題意識の方は飛ばしまして、具体的な施策の方で6ページからいきますと「農地制度の改革」ということでありまして、むしろ今、農地の利用規制、つまり転用規制だけではなくて遊休農地の取締りというのが農地法にきちんと書いてあるわけですが、それが今はしり抜けになっていますので、それがいわば零細農家の農地の保有意欲というものを高めて専業農家に農地が十分に集まらない。その問題を解決しなければ農業問題の解決はないという観点から、農地の利用規制をきちんとやるということでありまして。

そのためには、先ほどの教育委員会と同じで農業委員会という行政委員会があるんですが、ここが十分に機能していないのではないかということでありまして、そうは書いてありませんが、一種の利益相反関係みたいなものがあることによっていろいろな問題点があるところを見直すということを書いております。

それから、「農協問題」については情報開示と准組合員制度の適正化、子会社の適正化、それから農協と言っても本来の農業協同組合とJAという固有名詞と2つあるわけでありまして、非JA型農協の設立を促進することで、より農村における競争を促進するという点を指摘しております。以上であります。

○宮内議長 それでは、残りましたテーマにつきまして事務局からお願いします。

○宮川室長 時間もございませんので、簡単に御説明申し上げます。

まず安井ワーキンググループの国際経済連携でございますが、パーツとしては3つに分かれておりまして、人の移動、これは主としてビザ関係のものでございまして、観光ビザの適用除外の国の対象国の拡大から入りまして、高度な人材の在留資格要件の緩和という点が1つです。

それから物の移動でございますが、これにつきましては主として港湾機能の強化というところに重点を置いておりまして、港湾の輸出入の手続の簡素化といった点に視点を置いております。

それから、最後にお金の方でございますけれども、これにつきましては新しい企業の在り方、組織の在り方、それから参画合併の在り方といったような法制度面の指摘をしているというところでございます。

次の分野は神田ワーキンググループの基本ルールの見直し、5でございます。これにつきましては、余り個別に今までこの本会議の方で御説明をしていましてはいたしませんでしたが、まず具体的措置事項の1. のところでございますが、「規制改革推進体制の在り方」ということで、この会議の設置期限後も引き続き内閣総理大臣の下で時限的な規制改革機関を設置するとともに、事務局機能も強化することが必要だということ。それから、民間の学識経験者、実業界の知見を活用することが重要だ。こういう体制を整備しろということが書いてございます。

それ以外では、3か年計画の策定とか、新しい規制改革の手法についての記述が書かれております。あとは既に実行されておりますパブリックコメント、それからノンアクションレターの改善、パブコメの法的な検討という辺りの指摘もなされているところでございます。

それから最後になりますが、神田先生の方の法務、金融、競争政策でございます。

法務につきましては、主として会社法の改正をにらみまして企業法制の抜本的な見直し、それから司法制度の確立ということで特に近接法律専門職関係の見直しといった点の指摘がなされております。

それから金融関係でございますけれども、宿題となっております金融サービス法制についての指摘ということでございまして、これは間接金融と直接金融のちょうど中間形態というのが最近非常に手法としては開拓をされておまして、こういったところをにらんだ法制度の必要性、倒産法制等々の横断的な分野、それから銀行、証券、保険につきましての個別の要望を受けた形での記載がなされております。

最後になりますが、競争政策でございます。これは大きく2つのパーツに分かれておりまして、独禁法関係の機能の強化という部分、これは去年の答申を踏まえた形でしっかりやってくれという話がございます。それから、後半部分は政府調達の見直しということでございまして、この辺りは透明性をきちんと確保してほしいということ、それから第三者機関の制度を導入して不服申立制度についてきちんとフォローするという点、それから新しい技術力を重視した入札制度について、より透明度を高めた運用改善をしてほしい。あとは、官公需政策についても分離分割発注を懲憑しているのではないかとということで、この辺りの抜本的な見直しといった辺りの指摘をしているところでございます。以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、後半部分につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いします。

特にございませぬでしょうか。それでは、以上をもちまして現況の御説明ということにさせていただきます、本日出されました御意見も踏まえて、今後主査の方を中心に引き続き年末の答申に向けた案文の作成、各省との調整を進めていただきたいと思います。と存じます。

その際、答申におきまして、具体的な施策の欄については各省と合意することが必要でございますので、可能な限り具体的な施策として記述できますよう、各省との合意に向け、御尽力をお願い申し上げます。

なお、やむを得ず合意できない場合は必要に応じて問題意識の欄に書き込んでいただくということでございますが、そのうち今後の課題に関わります部分につきましては、今回は最終年の答申ということでございますので、必要に応じて主査の皆様方の御判断によりまして、各省との最終協議の段階で別途、今後の課題という欄を設けていただきまして、そこに簡潔に書き込んでいただくということも可能としたいと思いますので、その点を念頭に置いていただきたいと思います。と存じます。

最後に、先ほど申し上げましたが、本日夕刻から経済財政諮問会議が開催され、この場に金子大臣と私と呼ばれておりまして、私の方からアクションプランの進捗状況につきまして報告を申し上げることが予定されております。この会議の様態につきましてはまた改めて御報告をさせていただきますと思います。

それでは、事務局から連絡事項がございましたらお願いします。

○宮川室長 次回の本会議でございますが、12月9日の14時から16時の2時間を予定しております。一応今日のこの会議をもちましてキックオフということでございまして、会議全体として各省と調整に入ってくださいということでございまして、12月9日に向けて荒々ほぼ調整を終えていただきたいと思います。ということでござい

して、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○宮内議長 それでは、会議の方はこれで終わらせていただきます。引き続きましてアクションプラン実行ワーキンググループということでございまして、少し席を入れ替えますのでよろしくお願ひいたします。